

第七十九回
帝國議會
貴族院

國民貯蓄組合法中改正法律案特別委員會會議事速記録第二號附錄

〔註〕本參照ハ第二號末尾簡易生
命保險令中改正勅令案要綱拔
萃ノ次ニ掲載スベキモノナリ

稅務代理士法案關係命令案要綱

一 法案第一條關係

命令ヲ以テ定ムル租稅ハ臨時利得稅、
相續稅等トスルコト

二 法案第二條關係

命令ヲ以テ定ムル官廳ハ大藏省、財務
局及稅務署トスルコト

三 法案第四條關係

(一) 許可ヲ受ケントスル者ハ許可申
請書ヲ住所地方管轄スル稅務署長ヲ
經由シ大藏大臣ニ提出スベキモノト
スルコト
(二) 許可ヲ受ケントスル者ハ銓衡手
數料トシテ二十圓ヲ納ムベキモノト
スルコト

(三) 稅務代理士銓衡委員會ノ構成ハ
大體左記ニ依ルコト

(イ) 會長 一名 大藏次官

(ロ) 委員 五名 關係各廳
高等官

(ハ) 臨時委員 七名 各財務局
長

四 法案第七條關係

稅務代理業ヲ行フ場所ヲ管轄スル財務
局ノ管轄區域内ニ事務所ヲ設クベキモ
ノトスルコト

五 法案第十一條關係

命令ヲ以テ定ムル市ハ東京市、大阪市、
京都市、橫濱市、神戸市及名古屋市中
スルコト

社債等登錄法ノ勅令内容

第一 社債等登錄法第二條ノ登錄機關ハ

日本興業銀行、日本勸業銀行ノ外社債
募集ノ委託ヲ受ケタル會社又ハ擔保附
社債信託法ニ依ル受託會社中ヨリ適當
ナル者ヲ指定スルモノトスルコト

第二 登錄機關ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ

登錄事務ノ取次ヲ爲サシムル爲代理店
ヲ設置シ得ルモノトスルコト

第三 登錄機關ハ社債登錄簿及其ノ副本

ヲ備置キ一定期間之ヲ保存スルコトヲ
要スルモノトスルコト

第四 登錄ヲ爲シタル社債ノ移轉ノ登錄

又ハ登錄ノ抹消ハ元金償還又ハ利子支
拂ノ期日前一定期間之ヲ請求スルコト
ヲ得ザルモノトスルコト

第五 登錄機關ハ登錄ヲ爲シタル社債ニ

付登錄濟證ヲ交付スルモノトスルコト

第六 登錄ヲ爲シタル無記名社債ノ社債

權者ハ社債權者集會ニ於テ議決權ヲ行
使スル等ノ場合ニ於テハ登錄濟證ヲ以
テ債券ニ代ヘ得ルモノトスルコト

第七 登錄ヲ爲シタル社債ノ償還又ハ銷

却シタルトキハ社債發行者ハ之ヲ登錄
機關ニ通知シ、登錄機關ハ當該社債ノ
登錄ヲ抹消スルモノトスルコト

第八 登錄機關無記名社債ノ登錄又ハ抹

消ヲ爲シタルトキハ社債發行者ニ通知
シ、社債發行者ハ登錄又ハ抹消ノ事實
ヲ社債原簿ニ記載スルモノトスルコ
ト

第九 登錄機關記名社債ノ登錄又ハ抹消

ヲ爲シタルトキハ社債發行者ニ通知
シ、社債發行者ハ其ノ旨ヲ社債原簿ニ
記載スルモノトスルコト

登錄ヲ爲シタル記名社債ニ付移轉其ノ

他ノ變更又ハ質權其ノ他ノ擔保權ニ關
スル登錄若ハ信託ニ關スル登錄ヲ爲シ
タルトキ亦同ジキモノトスルコト

第十 登錄機關ハ一定ノ手数料ヲ徴シ得

ルモノトスルコト

第十一 社債權者其ノ他ノ利害關係人ハ

社債登錄簿ノ閱覽又ハ謄本若ハ抄本ノ
交付ヲ請求シ得ルモノトスルコト

第十二 社債等登錄法第十條ノ規定ニ依

リ當該官吏ヲシテ檢査セシムル場合ニ
於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシ
ムルモノトスルコト

社債等登錄法ノ命令内容

第一 社債等登錄法第十二條ノ命令

公務ニ從事スル職員ト看做サル職員
ノ範圍ハ守衛、小使其ノ他勞働ニ從事
スル者ヲ除キタル職員トスルコト

第二 社債等登錄法第十三條ノ命令

外國ニ於テ發行シタル社債ニハ社債等
登錄法ヲ適用セザルモノトスルコト

第三 社債等登錄法第十四條ノ命令

社債等登錄法施行地ニ於テ發行シタル
滿洲國國債又ハ滿洲國法人ノ社債ニハ
社債等登錄法ヲ準用スルモノトスルコ
ト

(昭一七、一三三)

國民貯蓄組合法施行規則案

第三條ノ二 法第二條第一項第八號ノ規

定ニ依ル命令ヲ以テ定ムルモノハ地方
債又ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル社債ニ
シテ其ノ買入ノ日前一年以内ニ發行セ
ラレタルモノトス

一 元利ノ支拂ニ付政府ノ保證アルモ

ノ

二 特別ノ法令ニ依リ設立シタル法人

ノ發行スルモノ

三 其ノ他大藏大臣ノ指定スルモノ

昭和十七年一月二十七日印刷

昭和十七年一月二十七日發行

貴族院事務局

印刷者 內閣印刷局